

# 平成30年度

## (公益) 中村積善会給費奨学生の募集について

社会に有用な人材を育成することを目的として経済的理由によって修学の困難なものに対して、学費が給与されます。

### 1. 応募資格

- (1) 優秀な資質を有し、経済的に不遇で奨学金返還困難と認められる者
- (2) 留学生は4月入学の私費留学生であること
- (3) 次の者は資格がない
  - ① 出願時の年齢が40才を超えて在学する者
  - ① 勤務先から派遣されて在学する者
  - ② 学業に支障のあるような定職又はアルバイトに従事している者
  - ③ 10月入学者

他の奨学会との奨学金の併用は可能。但し、当会の他奨学金との併用は不可。

2. 給付金額 月額 30,000 円 (返還不要)

3. 給付期間 給付開始の年月から在学する課程の最短修業年限の終期まで

4. 提出期限 **平成30年5月16日(水) 16時**

5. 提出先 **教務係又は各校地事務室**

### 6. 提出書類

- (1) 奨学生願書 (保証人と連署)
- (2) 奨学生推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 収入に関する証明書 [収入のある者全員分]

### 7. 選考について

- (1) 学内選考があります。
- (2) 学資の支弁が困難な程度は、日本学生支援機構の第一種奨学生対象の各課程の基準に準じて審査(計算)し、判断します。

# 給 費 奨 学 生 願 書

◎学校担当者が記入して下さい

(学校コード )

学 担 当 者 校 欄	※ 大 学 大学院	〒 _____ 住 所	
		電話 ( _____ )	部 課 _____ 係 (担当者)

◎申請者が記入して下さい

①フリガナ	氏名	※男・女	国 籍	年 7 月 日	
	生年月日 (西暦)	年 月 日	年 令 満 才	奨 学 生 番 号	
②フリガナ	現 住 所 (本人)	〒 _____	自 宅 電 話 _____	年 4 月 から	
			携 帯 電 話 _____	年 月 まで	
③フリガナ	家 族 住 所 (実家)	〒 _____	電 話 _____	年 月 まで	
				奨 学 金 月 額 30,000 円	
④	在 籍 学 研 究 部	※ 学部 _____ 学科 _____	※ 昼・夜 _____ 年 _____	入 学 年 月 (西暦) _____ 年 _____ 月	
		※ 大学院 _____ 研究科 _____ 専攻 _____		編 入 学 年 月 (西暦) _____ 年 _____ 月	
⑤	(自 宅 学 習 等 の 期 間 も 記 入)	(休学・転学・退学・職歴等年月順にもれなく記入すること。学校は国・公・私立を記入すること)			卒 業 予 定 月 (西暦) _____ 年 _____ 月
		(西暦)	年 月	立	万 円
			年 月 ~ 年 月		(内免除) 万 円
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
			年 月 ~ 年 月		
⑥ 特殊技能・取得資格等		⑦ 趣味・運動・クラブ活動・課外活動等状況			
⑧	出 願 理 由				

出願者は太線の枠内を記入し、記入については必ず「奨学金案内」を参照のこと  
※の箇所は該当のものを○で囲むこと

⑨ 家族の収入状況 (必ず記入)	就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○印)	続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (税込)	B 控除額(給与所得者) 必要経費(事業所得者)	A-B 所得金額
		父				万円	万円	万円
		母						
		※ 主たる家計支持者が無職(失業)の場合はその年月( 年 月)理由( )就業見込 ※有・無 ※ A欄の収入以外で生活費を出している場合は、その出所を記入して下さい 預貯金 万円、その他( ) 万円						
					万円	万円	万円	
就学者 (本人を除く)	続柄	氏名	※設置者	※就学者控除			※通学別	
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学			自宅・自宅外	
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学			自宅・自宅外	

⑩ 本人の経費及びそれをまかなう収入

A 経費		当年見込額	※・同一生計者・独立生計者・大学院生(※該当に○して下さい)				
学費		万円	区分	B 経費をまかなう収入	前年実績	当年見込額	
教材費・ 課外活動費		万円	アルバイト		万円	万円	
家賃・食費		万円				万円	万円
交通費		万円	配偶者の収入状況(氏名)			万円	万円
その他 (その他)		万円	父母等からの給付額(内容)			万円	万円
その他 (その他)		万円	奨学金	他団体名: (※給与・貸与)	万円	万円	
		万円		当会採用見込額 (給与)			36 万円
① 計		万円	① ≤ ② として下さい			② 計	万円

⑪ 本人及び家族の障害者等	種別	出願者との続柄	疾病等名	疾病等の期間
	※心身障害・長期療養 原爆被爆(障害の有・無)			年 月 日から

⑫ 以上の通り相違ありません。万一記載事項に相違がありました場合、奨学生の採用を取消されても異存ありません。  
また、貴会の奨学生として奨学金の給与を受けることになった場合には、奨学規程及び指示を守り、奨学生としての責務を果たし、健康に留意し、専心学業に勉勵することを保証人連署のうえ誓います。  
私は、個人情報保護法および貴財団の定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、選考および採用後、人事情報管理の目的のために、私の個人情報を保有し、使用することに同意いたします。

(西暦) 年 月 日

公益財団法人 中村積善会理事長 様

本人	氏名	住所	印
		〒 - 自宅電話 - - 携帯電話 - - 住所	
(保証人 自署押印)	フリガナ	住所	印
		〒 - 自宅電話 - - 携帯電話 - - 住所	
本人との続柄: 父・母・兄弟・( )		生年月日(西暦) 年 月 日・年令 満 才	

⑬ 奨学金振込口座(学生本人の名義に限ります)

金融機関	フリガナを つけてください	金融機関番号	支店名	フリガナを つけてください	店番号
フリガナ	※銀行 信用金庫 労働金庫		フリガナ	※支店 出張所	
預金種目	口座番号	口座名義(カナ)学生本人名義			
1. 普通					

# 奨 学 生 推 薦 書

(公財)中村積善会

願 出 者	大学	フリガナ	
	学 部 研究科	学 年	

推 薦 所 見	1 人 物	
	2 家計・家庭状況	<p style="color: red; text-align: center;">家計、家庭状況に加え、親、家族または保証人の教育への理解や精神的な支援の状況なども記入して下さい。</p>
	3 学 業	
	4 健 康	
	5 その他	

(指導教官またはこれに代わる方がご記入下さい)

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

推 薦 欄	上記の学生は、この調書に記載のとおり人物・学業とも優れており、健康であり、貴会の奨学生としてふさわしいと認め推薦します。 (西暦)      年    月    日							
	公益財団法人 中村積善会理事長 様		大学名					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">推薦順位</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">推薦</td> <td style="text-align: center;">人中</td> </tr> </table>		推薦順位	位	推薦	人中	(学長または学部長) 職 名 <span style="color: red;">学生課記載</span> 氏 名	
推薦順位	位							
推薦	人中							

公印

奨学金を希望する皆さんへ

## 給費奨学金案内

当会は、故中村静尾氏が、優秀な学生・生徒で、経済的理由によって、修学困難な者に対し、学資の一部を援助し、もって、国家社会に寄与する人材を育成することを目的として、昭和22年文部大臣の許可を得て設立され、平成25年4月1日公益財団法人に移行いたしました。

給費奨学生を志望する人は、当会奨学規程・奨学生推薦基準等により選考の上奨学生に採用されます。

以下奨学生の出願資格・出願及び採用後の手続等の概要を記載しましたので、良く理解された上で申し込んでください。

※申込時に取得した情報は、奨学金業務のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関に必要なに応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

公益財団法人 中村積善会

ホームページ URL : <http://www.nakamurasekizenkai.org>

〒104-0061 東京都中央区銀座5-7-10

電話 03-3573-6171 (担当) 横倉・小林・岡部

## [出願の時]

### 1. 出願の資格

- (1) 日本国内の大学(学部)・大学院(研究科)に在学する日本人学生及び海外からの留学生(在留資格が「留学」とある者)
- (2) 優秀な資質を有し、経済的に不遇で奨学金返還困難と認められる者
- (3) 留学生は4月入学の私費留学生である者
- (4) 学長等の推薦を受けた者
- (5) つぎの者は資格がない

イ. 出願時の年齢が40才を超えて在学する者

ロ. 勤務先から派遣されて在学する者

ハ. 学業に支障のあるような定職又はアルバイトに従事している者

ニ. 10月入学者

※ 当会奨学金内(貸費・給費・給費併用型貸費奨学金)の併用受給はできません

※ 当会は、日本学生支援機構の第一種の収入基準に準じており、家族構成により異なりますので、不明な点は学校に問い合わせして下さい

(家計収入に関する参考) 父と母、又は、これに代わって家計を支えている者一人の収入(前年1月~12月)

給与所得の場合おおよその収入限度額は、

出願者が大学学部生の場合：収入限度額のみやすは、4人家族で約850万円です

出願者が大学院生及び学部独立生計者の場合：出願者本人(配偶者含む)の収入限度額は、  
修士389万円、博士442万円です

その他、家族構成によって異なりますので、詳細は学校に問い合わせして下さい

### 2. 奨学金の給付期間及び月額

- (1) 期間：給費開始の年月から在学する学校の最短修業年限の終期までです
- (2) 月額：全課程一律30,000円

### 3. 出願に必要な書類(出願に関する事務はすべて学校を通じておこないます)

- (1) 推薦書…当会指定の用紙を使用し各項目全部詳しく記入してもらって下さい(同じ書式であればワープロでも可)  
推薦欄は大学の学長・研究科長・学部長又は、左記担当の職責者の方の推薦書をいただき公印を押してもらって下さい
- (2) 奨学生願書(保証人と連署)…当会指定の用紙を使用して下さい  
最終ページにありますので切り離して記入して下さい  
・保証人は原則として父母にして下さい(留学生は国内にいる身元保証人又は指導教官等にして下さい)  
父母がいない場合は、これに代わる人(兄・姉・おじ・おば)を選定して下さい
- (3) 在学証明書…在学している学校からいただいて下さい(出願時のもの)
- (4) 成績証明書…正式のもの(コピー・成績表は不可)  
1年在学者……入学直近の学校のもの(例：大学1年生は高校又は短大等)  
2年以上の在学者……その在学学校(当会出願時まで)のもの  
但し、博士課程等で成績証明書が発行されない場合は前課程のもの

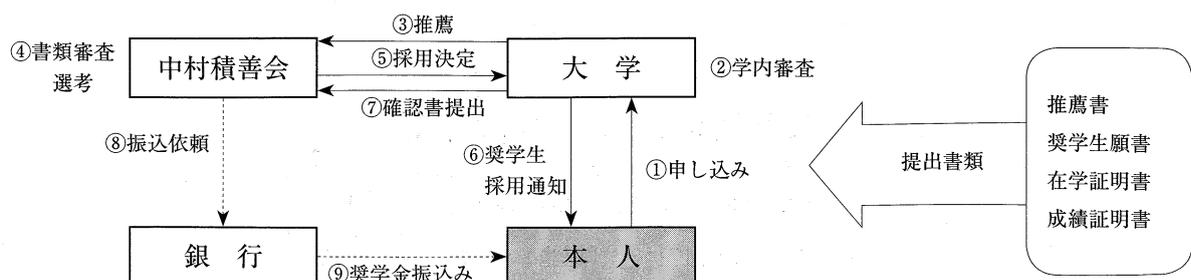
### 4. 採用の決定……原則として出願期限後2か月以内

## [採用になった時]

1. 採用者には、その旨通知します。その際、学校担当者宛確認書を送付しますので、当会奨学生としての希望の有無を「確認書」により学校へ提出して下さい

## 申し込みから振込まで

大学へ申し込んでから奨学金が振り込まれるまでは次のとおりです



## 2. 奨学金の送金

原則として毎月月上旬、本人指定銀行口座（本人名義）へ振込送金します

## 3. 奨学金の休止・停止又は廃止等

- (1) 休止…休学した時（最長3年間）
- (2) 停止・廃止
  - イ. 傷疾・疾病などのため成業の見込がないとき
  - ロ. 学業成績又は操行が不良となったとき
  - ハ. 休学又は転学が適当でないとき
  - ニ. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
  - ホ. その他奨学生として適当でない事実があったとき

## 4. 給与期間中の届出及び報告等

- (1) 届出…本人（留学生で印鑑のない場合はサインでも結構です）及び保証人連署押印の上届出して下さい
  - イ. 休学、復学、転学、留年のときは学校の証明書を添付の上、各届を提出
    - ※ 休学休止期間は最長3年間までとします（3年を超える場合は期間終了になります）
  - ロ. 退学のときは辞退届を提出
  - ハ. 本人及び保証人の身分・住所その他重要な事項の異動があったときは各変更届を提出
    - ◎ 休学・辞退等届出を怠った場合は奨学金の返還を求められます
- (2) 報告…在学等を確認する為に提出していただきます
  - イ. 新年度報告書…毎年4月20日まで（用紙は毎年3月上旬本人宛送付）
    - 添付書類：在学証明書（その年の4月1日以降の証明年月日のもの）
    - 成績証明書（その年の3月末までの成績証明のもの）
  - ロ. 生活・学業状況報告書：毎年10月1日まで（用紙は毎年9月上旬本人宛送付）

## 5. 飛び級により大学院へ進学した時

給費期間は終了しますので、期間終了報告書を提出していただきます  
 なお、給費併用型貸費奨学金への継続は出来ません  
 （下記、2. 上級学校進学奨学金継続制度について参考）

## 〔給与期間終了した時〕

### 1. 期間終了報告書の提出

奨学金の給与期間が終了した時、期間終了報告書を提出していただきます  
 …当会提出期限3月31日

### 2. 上級学校進学奨学金継続制度（給費併用型貸費奨学金）について

給与期間終了後、期間を空けずに上級学校へ進学した場合に給費併用型貸費奨学金への引継ぎで受給できる制度です。給費奨学金の引き継ぎ制度はありません  
 （専修学校・専門学校・大学院研究生は対象外です）

<参考> 給費併用型貸費奨学金は

支給月額	80,000円
（内貸費）	50,000円（無利息返済要）
（内給費）	30,000円（返済不要）

この奨学金は返済があります

貸与期間終了6か月後から貸与期間の3倍の期間内に（原則）半年賦で年2回の自動口座引落で返済します

期間終了時に書類を送りますので希望者は連帯保証人をたてて申し込んで下さい  
 募集人員が少ないので、ご希望に沿えない場合があります

### 3. 給与終了後の進路

奨学生が学業を終了した後の進路について、当会は制約しません

☆願書用紙は最終ページにありますので、切り離して記入して下さい

☆①～⑬全部記入して下さい

# 願書の書き方

## 表面

### 記入上の注意

1. 申し込み時現在で記入してください。内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、採用後でも採用を取り消します
2. 記入の際は、ペンまたはボールペンを使用してください。  
(修正液は使わないこと)

(記入例)

**学校担当者欄**  
学校の事務取扱者に学校名・住所・電話・部・課・係・氏名を記入してもらって下さい

**②現住所**  
・学校に通学する時の住所を記入して下さい  
・携帯電話番号も記入して下さい

**③家族住所：実家の住所**  
家族住所は主たる家計支持者の住所ですただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入して下さい

**④在籍学部・研究科**  
現在在籍している学部・学科・研究科・専攻・学年・入学年月・卒業予定・授業料(年額)を記入して下さい  
※授業料は入学金・学費等含めず授業料のみの年額を記入して下さい  
(免除のある場合はその額も記入して下さい)

**⑤学歴等**  
学部生は高校卒業後の履歴、大学院生は大学卒業後の履歴を順次もれなく記入して下さい  
(1)学歴(休学・留学・転学等)・職歴の異動・自宅研修・予備校在学・家事従事の期間等を年月順に記入して下さい  
(2)大学(学部)卒業後の履歴は特にくわしく記入して下さい(学校名・課程名・研究科名、会社名・職種等)

**⑥⑦について**  
具体的に記入して下さい

**⑧出願理由**  
採用選考の重要な事項の一つであるため、出願にいたった事情を具体的に記入して下さい

給費奨学生願書				(学校コード)
◎学校担当者が記入して下さい				(学校コード)
学 校	私立 中村	〒 723-4567	住所	中央区銀座2-17-18
	※ 大 学 大 学 院		電話	03(3564)1645 学生 課 奨学係(担当者) 小林
◎申請者が記入して下さい				
①フリガナ	カトワ ジュンコ	※	国 籍	年 7 月 日
氏 名	加藤 純子	男(女)	日本	奨 学 生 番 号
②フリガナ	ヒノ シアサカワ			年 4 月から
生年月日(西暦)	年 月 日・年齢 満 才			年 月まで
③フリガナ	シ ガケンコサイ シフナヨリチョウ			年 月まで
現住所(本人)	日野市浅川6-8-10 レジデンス浅川201号室			奨学金月額
	〒191-0077 自宅電話 0425-88-8910 携帯電話 090-1111-1111			30,000円
④フリガナ	滋賀県湖西市舟寄町1-1-11			
家族住所(実家)	〒567-8901 電話 0707-99-9999			
⑤	在籍学部 文 学部 英文 学科	※	1 年	入学年月(西暦) 年 4 月
学部	※ 博士・修士・専門職大学院	※	夜	編入学年月(西暦) 年 月
研究科	研究科 専攻			卒業予定月(西暦) 年 3 月
大学院				授業料(年間) (内免除) 80万円 80万円
⑥	(休学・転学・退学・職歴等年月順にもれなく記入すること。学校は国・公・私立を記入すること)			
学歴(自宅学習等の期間も記入)	年 3 月	私立	湖西高校	卒業
	年 4 月～	私立	中村大学	
	年 月～			
⑦	特殊技能・取得資格等	趣味・運動・クラブ活動・課外活動等状況		
	英検一級	映画鑑賞		
⑧	父は建設会社に鉄骨等を卸す会社に勤めていますが バブル崩壊後業績が伸びず年収も減っている状況です。 母は祖父の看護の為に近くパートをやめる予定です。 私と兄は都内の大学で下宿生活をしており、出費がかさみ、 親の負担を考え奨学金の給与を希望します。			
出 願 理 由				



給与所得以外（事業所得者）の場合

奨学生願書裏面

- ・商業・工業・農業等に従事している人については確定申告書（控）から所得金額を転記してください
- ・主たる家計支持者（父母又はこれに代って家計を支えている者）一人の所得について記入してください。それ以外の人については必要ありません
- ・所得金額がマイナスの場合は「0」として記入してください
- ・複数の収入がある場合は、記入欄を2段に分けて記入し別々に計算してください
- ◇ 商工業（商店・飲食店・工場など）・林業・水産業を営んでいる人は…
  - 収入・売上金額から必要経費（売上原価及び営業経費）を差し引いたものを所得金額としてください
  - 売上原価 → 商品の仕入れ等にかかった原価。在庫として残っている分（棚卸資産）は含みません
  - 営業経費 → 給料賃金・専従者給与・減価償却費・業務にかかる租税公課等を指します
- ◇ 農業を営んでいる人は…
  - 農作物の収入金額（粗収入）・農作物以外の収入・その他の副業の収入の合計から必要経費を差し引いたものを所得金額としてください
  - 必要経費 → 農業専従者給与・肥料・種苗・飼料・燃料等を指します
  - 兼業農家で給与所得を受けている人については、給与所得者の場合の例にしたがって給与収入についても記入してください
- ◇ その他の職業の人は…
  - 開業医・弁護士・著述業・税理士・保険外交員などの人は、その収入金額から必要経費を差し引いたものを所得金額としてください

記入方法

- 「職業・所得の種類」欄 → 職種を記入
- A欄 収入・売上金額 → 収入売上金額を記入
- B欄 控除額（給与所得者）・必要経費（事業所得者） → 必要経費の額を記入
- A-B欄 所得金額 → 収入・売上金額から必要経費を差し引いた額を記入

北 税務署長  
年 3 月 1 日 平成 00 年分の所得税の確定申告書B

住所 〒759-0123 山口県海田市北町1-2-3

フリガナ ススキハルオ

氏名 鈴木 春夫

性別 男 職業 寝具販売 鈴木商店 世帯主の氏名 鈴木春夫 世帯主との続柄 本人

生年月日 昭 電話番号 0297-29-1234

総務課 02-3-1

第一表 この用紙

収入金額 (単位は円)

事業等	⑦	7774084
農業	⑧	
不動産	⑨	1200000
利子	⑩	
配当	⑪	
給与	⑫	
公的年金等	⑬	
その他	⑭	

所得金額

事業等	①	480000
農業	②	
不動産	③	1200000
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	

家族の収入 (全員記入)	続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (税込)	B 控除額 (給与所得者) 必要経費 (事業所得者)	A-B 所得金額
⑨ 家族の収入 (全員記入)	父	鈴木 春夫	51	家具販売・商業 アルバイト経営・その他	777 120 万円	629 132 万円	148 0 万円
	母	鈴木 秋子	49	寝具販売・専従者給与			
	祖母	鈴木 なつ	76	無職・年金	万円	万円	万円
	兄	鈴木 冬彦	76	会社員・給与			

※ 主たる家計支持者が無職（失業）の場合はその年月（ 年 月）理由（ ）就業見込 ※有・無  
※ A欄の収入以外で生活費を出している場合は、その出所を記入して下さい  
預貯金 万円、その他（ ）万円

## 『要注意』

## ⑩ 《本人の経費及びそれをまかなう収入》

※学生生活一年間の経費と、それをまかなう収入を記入して下さい

## 願書の裏面

A 経費		当年見込額	※・同一生計者・独立生計者・大学院生（※該当に○して下さい）		区分	B 経費をまかなう収入	前年実額	当年見込額
学費		100 万円	アルバイト	スーパー店員		30 万円	22 万円	
教材費・ 課外活動費		14 万円		家庭教師		40 万円	30 万円	
家賃・食費		90 万円	配偶者の収入状況（氏名）			万円	万円	
交通費		30 万円	父母等からの給付額（内容）		父母からの仕送り	90 万円	90 万円	
その他 （医療費）		2 万円	奨学金	他団体名：積善大学内奨学金	（※給与・貸与）	60 万円	60 万円	
その他 （衣料等）		2 万円		当会採用見込額	（給与）		36 万円	
① 計		238 万円	① ≤ ② として下さい		② 計		238 万円	

## ⑩ 本人の A 経費 及び B それをまかなう収入（配偶者の収入状況含む）

A 欄は、学生生活一年間にかかる経費を記入して下さい

学費は、授業料・施設設備費等学校へ支払う金額を記入して下さい

授業料等免除がある場合は、免除後の金額を記入して下さい

B 欄は、学生生活一年間にかかる経費をどのようにまかなうか、その収入を記入して下さい

ア. 配偶者がいる場合は、必ず氏名を記入してください

イ. 配偶者の収入金額欄は、定職についてのみ記入してください

ウ. 本人及び配偶者の収入金額等該当項目を前年の状況で記入してください。（退職又は休職の場合 0 とします）

エ. 上記の内容に転・退職する等、かなりの変動がある人は、勤務先・職業・収入金額（年額・税込）の当年（見込）欄に記入してください

オ. 家計急変により申込み場合、前年は急変前、当年は申込後（見込）に読みかえてください

## ●アルバイト

学費・生活費等を補うために得た報酬の合計額を記入してください

## ●父母等からの給付額

ア. 自宅通学者は、食費・住居費など金銭・物品を問わず本人の日常生活において一般的に家計から支出されたものを金額に算定し、授業料・通学費・小遣い等本人に支給、又は本人に代わって家計から直接支払った金額の合計額を記入してください。なお、日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、家計全体の年間経費の家族数分の 1 を本人分の年間収入金額とみなして差支えありません

イ. 自宅外通学者は、金銭・物品を問わず、本人が父母等から給付を受けた額、及び父母等が本人に代わって直接支払った金額（授業料等）の合計額を記入してください

## ●奨学金の受給額

給貸与を問わず、1 年間に受けたすべての奨学金の団体名と合計額を記入してください

※現在受給中のものがある場合は当年（見込）欄にも記入して下さい

## ⑪ 《障害者等の記入》

況	本人の収入合計(⑩の合計) ※授業料・学費・家賃・交通費・生活費などに必要な一年間の収入額合計		万円	万円
⑪ 本人及び家族の障害者等	種 別	出願者との続柄	疾病等名	疾病等の期間
	※心身障害・長期療養 原爆被爆(障害の有・無)	祖父	肝臓病	1997年4月から
⑫ 以上の通り相違ありません。万一記載事項に相違がありました場合、奨学生の採用を取消されても異存ありません。 また、貴会奨学生として奨学金の給付を受けることになった場合には、奨学規程及び指示を守り、奨学生としての				

## ⑫ 《本人・保証人記入・押印》

⑫ 以上の通り相違ありません。万一記載事項に相違がありました場合、奨学生の採用を取消されても異存ありません。  
また、貴会の奨学生として奨学金の給付を受けることになった場合には、奨学規程及び指示を守り、奨学生としての責務を果たし、健康に留意し、専心学業に勉勵することを保証人連署のうえ誓います。  
私は、個人情報保護法および貴財団の定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、選考および採用後、人事情報管理の目的のために、私の個人情報保有し、使用することに同意いたします。

(西暦) 年 月 日

公益財団法人 中村積善会理事長 様

本人	氏 名	住 所	印
	加藤純子	〒191-0077 自宅電話 0425 - 88 - 8910 携帯電話 090 - 1111 - 1111 住所 日野市浅川6-8-10 レジデンス浅川201号室	加藤
(自署押印) 保証人	フリガナ カトウゴロウ	〒567-890 自宅電話 0707 - 99 - 9999 携帯電話 090 - 2222 - 2222 住所 滋賀県湖西市舟寄町1-1-11	加藤
本人との続柄: (⊙) 母・兄姉・( )		生年月日(西暦) 年 月 日・年令 満 才	

⑫年月日は願書を大学に提出する日付を記入して下さい

- ・本人欄は学生本人が自署・押印して下さい
- ・携帯電話番号も必ず記入して下さい

- ・保証人は原則として父母にして下さい(留学生は国内にいる身元保証人又は指導教官等にして下さい)
- ・父母がいない場合は、これに代わる人(兄・姉・おじ・おば)を選定して下さい
- ※保証人になってくれる方に必ず了解をとり、自署・押印をもらって下さい(印は本人と別のもので押印して下さい)
- ・携帯電話番号も必ず記入してもらって下さい

# ⑬ 《奨学金振込口座の記入》

## 振込口座記入の注意点

### ◎奨学金振込口座の手続

- (1)取扱金融機関…普通銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行の本店・支店・出張所（いずれも国内に限る）の中から、あなたが最も都合の良い金融機関（一部取扱出来ない所もあります）を決めて下さい  
外資系銀行では取扱い出来ません
- (2)預金口座…学生本人名義の普通預金口座を設け、口座名義は正しい呼び方でフリガナをつけて登録して下さい（⑫貯蓄預金口座は取扱い出来ません）すでに(1)の金融機関に普通口座を持っている人は、その口座を利用することが出来ます
- (3)金融機関名・店名・店番号・口座番号…預金通帳により正確に記入して下さい（フリガナをふって下さい）  
記入後は必ず見直し、間違いのないよう注意して下さい

※ゆうちょ銀行を利用の場合は銀行振込用の店名・預金種目・口座番号が必要になりますので、最寄りのゆうちょ銀行へ確認して下さい

※銀行合併、支店統合等により、名称・番号を変更している場合がありますので、必ず金融機関に確認して下さい

### ◎奨学金振込口座

- 正式な名称・番号を記入して下さい
- 金融機関番号がわからない時は、口座のある金融機関に確認し、記入洩れのないようにして下さい
- 金融機関名・支店名にフリガナをふって下さい

⑬ 奨学金振込口座（学生本人の名義に限ります）

金融機関 フリガナ	フリガナを つけてください	金融機関番号	支店名 フリガナ	フリガナを つけてください	店番号
アオバ 青葉	※銀行 信用金庫 労働金庫	1 3 5 7	チュウオウ 中央	※支店 出張所	9 8 7
預金種目	口座番号		口座名義（カナ）学生本人名義		
1. 普通	1 2 3 4 5 6	カトウ	シ	ユン	コ

口座番号が7ケタに満たないときは、右ゾメで記入し、先頭左方のコマはあけておいて下さい

- ・氏名は左づめで記入し「氏」と「名」の区切りは1字分あけて下さい
- ・濁点・半濁点は一字とします

※銀行登録してあるカナを記入して下さい

# 個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人中村積善会（以下「当法人という）は、経済的な事情により学費等の支弁が困難な者に対し、奨学金を支給（給費・貸費）することをもって社会に有用な人材を育てることを目的とする民間公益活動法人です。

当法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

## 1 個人情報の取得

当法人は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

## 2 利用目的及び保護

当法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

## 3 管理体制

- (1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受付け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

## 4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 当法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 当法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、当法人の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境の変化等に応じて、継続的に見直しと改善を実施します。

平成29年5月

〒104-0061 東京都中央区銀座5-7-10

公益財団法人 中村積善会

# 奨学規程

## 目次

章	表題	ページ
第1章	奨学生共通事項	1
第2章	貸費奨学生	3
第3章	給費奨学生	5
第4章	その他	6

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中村積善会（以下「本財団」という）が定款に定める目的である奨学事業を遂行するために必要な事項を定める。

## 第1章 奨学生共通事項

(用語の定義)

第2条 この規定で使用する用語を次のように定義する。

- (1)奨学生……本財団から学資の給貸与を受ける学生をいう
- (2)貸費奨学生…貸費奨学金を受ける奨学生（給費併用型貸費奨学金を含む）
- (3)給費奨学生…給費奨学金を受ける奨学生

(奨学生の募集範囲)

第3条 奨学生の募集範囲は、日本国内の大学または大学院に在学する日本人学生および海外からの留学生とする。

(奨学金の種類)

第4条 奨学金は、次の3種とする。

- (1)「給費奨学金」…返還不要
  - (2)「貸費奨学金」…返還要
  - (3)「給費併用型貸費奨学金」…貸費奨学金に給費奨学金をセットしたもの
- 2 平成25年度以前に採用した「返還を要する貸費奨学金」は、貸与期間の終了をもって廃止する。

(給貸与の期間)

第5条 奨学金を給貸与する期間は、大学および大学院等の正規の最短修業期間内とする。

(出願手続き)

第6条 奨学生志望者は、次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- (1)奨学生願書（本財団の所定書式）
  - (2)在学証明書
  - (3)学長等の推薦書
  - (4)その他、本財団が指定する書類
- 2 前項の書類は本人または連帯保証人・保証人あるいは父母兄弟から本財団理事長宛提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、本財団の「奨学生選考委員会」の選考を経てこれを決定する。

- 2 前項の決定は直接本人に通知する。

(期間中の報告)

第8条 奨学生は毎年度終了後次の書類を提出しなければならない。

- (1)学業成績表
- (2)在学証明書
- (3)奨学生新年度報告書

2 年度途中には、「生活・学業状況報告書（本財団の所定書式）」を提出しなければならない。

(奨学生の指導)

第9条 本財団は、奨学生の資質の向上を図るため、また学業および生活に関して以下の適切な相談および指導を行う。

- (1)「奨学生指導懇談会」を全国の主要な地において開催する
- (2)前条の報告に基づき適宜指導する

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の事項に異動があったとき、連帯保証人または保証人と連署して直ちに届出なければならない。

- (1)休学、復学、転学、または退学したとき
- (2)本人および連帯保証人・保証人の氏名、住所、電話番号、連帯保証人・保証人の身分、その他重要な事項

2 前項について、本人が疾病などのために届け出ることができないときは連帯保証人または保証人が届出なければならない。

(奨学金の交付)

第11条 奨学金は毎月本人の銀行口座振込をもって交付する。

ただし、特別の事情があるときは数ヵ月分を合わせて交付することがある。

(奨学金額の変更)

第12条 本財団は、奨学金の安定支給に努めるものとする。

2 経済情勢の急激な変化、天災等の不測の事態等特別な事情が生じたときは、第20条、第27条の定めにかかわらず奨学金の額を変更することがある。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

(給貸与期間の短縮)

第14条 本財団は、奨学生の学業成績の状況により奨学金の給貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の休止)

第15条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の停止または廃止)

第16条 本財団は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められるとき奨学金を停止または廃止する。

- (1)傷疾、疾病などのために成業の見込みがないとき
- (2)学業成績または操行が不良となったとき
- (3)奨学生として好ましからざる過激的な思想や言動のあったとき
- (4)奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5)休学、転学が適当でないとき
- (6)その他、奨学生として適当でないとき

(返還請求)

第17条 本財団は、下記に掲げる奨学生の故意による重大な違反があった場合には、奨学金の支給を停止し、第4条の種類、第20条の内容にかかわらず支給した奨学金の給費部分を含む全額返還を直ちに求めることができる。

- (1)第6条の出願書類に重大な虚偽記載があった場合
- (2)第16条の停止等要件に、悪質性が認められるとき
- (3)その他、本財団が求める報告等に誠実性がなく、または提出物の不提出等不適切と認めた場合

## 第2章 貸費奨学生

(貸費奨学生の対象者)

第18条 貸費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1)第3条に該当する者
- (2)品行方正、学術優秀、身体健康で学資の支弁が困難と認められる者
- (3)他の機関で貸費奨学金を受けていない者
- (4)学長等の推薦を受けた者

(連帯保証人)

第19条 貸費奨学生願書には連帯保証人が連署しなければならない。

連帯保証人は本人の父母または成人している兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(奨学金の額)

第20条 奨学金の額は次のとおりとする。

(1)給費併用型貸費奨学金

内 容		奨学金月額	備 考
支給総額		80,000円	<全課程共通> 大学学部、大学院修士課程、 専門職大学院、大学院博士課程
内訳	貸費奨学金	50,000円	
	給費奨学金	30,000円	

(2)貸費奨学金

内 容	奨学金月額	備 考
返還を要する貸費額	50,000円	全課程一律

2 平成25年度以前に採用した次の貸費奨学金は貸与期間終了をもって廃止する。

	内 容	奨学金月額
(1)	大学学部	64,000円
(2)	大学院修士課程、専門職大学院の課程	88,000円
(3)	大学院博士課程	122,000円

(借用証書の提出)

第21条 貸費奨学生が卒業または第22条各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署押印して、収入印紙貼付消印の上、所定の「奨学金借用証書（本財団の所定書式）」を提出しなければならない。

2 借用証書を提出しない場合は第17条3号を適用する。

(奨学金貸与の終了)

第22条 貸費奨学生が次の各号に該当したときは、奨学金の貸与および給与を終了する。

- (1)貸与期間の満了
- (2)退学
- (3)奨学金の辞退
- (4)奨学金の廃止

(奨学金の返還方法)

第23条 奨学生は、前条により奨学金貸与が終了した月の6ヵ月後から、貸与を受けた月数の3倍の年月内に返還しなければならない。

返還方法は、原則として「半年賦返還」とし、特例的に「月賦返還」も認める。  
いずれかを選択して作成した返還計画書に基づいて返還するものとする。

- 2 前項の返還方法で返還できない事情のある場合は、返還計画書に基づき事務局長の承認を得なければならない。
- 3 返還途上において、全額または一部を繰上返還することができる。

(期間終了後の報告)

第24条 奨学金返還完了前の者は、次に掲げる異動があったときは直ちに届出なければならない。

- (1)氏名、住所、電話番号等
  - (2)勤務先
  - (3)連帯保証人の身分
  - (4)その他重要な事項
- 2 前項の届出は、本人が疾病などのために届出ることができないときは連帯保証人または家族から届出なければならない。
- 3 第1項(4)のうち「本人が死亡した」ときは、連帯保証人または遺族が戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(返還の猶予と免除)

第25条 奨学金の返還猶予または返還免除について以下のとおりとする。

- (1)貸費奨学生であった者が更に上級学校に進んだときその在学期間奨学金の返還を猶予することができる
- (2)疾病その他正当な事由により奨学金の返還が困難な者には、出願によって相当の期間返還を猶予または免除することができる
- (3)奨学生または奨学生であった者で、奨学金返還完了前に死亡したときは、その後の返還を免除する

### 第3章 給費奨学生

(給費奨学生の対象者)

第26条 給費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1)第3条に該当する者
- (2)優秀な資質を有し、経済的に不遇で奨学金返還困難と認められる者
- (3)留学生は4月入学の私費留学生である者
- (4)学長等の推薦を受けた者

(奨学金の額)

第27条 給費奨学金の額は、全課程一律30,000円とする。

但し、平成25年度以前に採用された者は、支給期間が終了するまで40,000円とする。

(保証人)

第28条 保証人は、給費奨学生願書に連署しなければならない。

保証人は本人の父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(奨学生種別の変更)

第29条 給費奨学生は家庭事情の好転または本人の希望により貸費奨学生となることができる。この場合の返還金額は貸費奨学生となってからの金額とする。

(返還請求)

第30条 本財団は、奨学生が第16条に該当する場合は、第4条の記述にかかわらず給費奨学金であっても返還を請求することができる。

(期間終了後の報告)

第31条 給費奨学生は、卒業または期間終了したとき、本財団指定の「期間終了報告書」を提出しなければならない。

## 第4章 その他

(規程の改廃)

第32条 本規程の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附 則

この規程は昭和30年4月1日以後適用する。

この規程は昭和48年4月1日より適用する。

この規程は昭和52年4月1日より適用する。

この規程は昭和53年4月1日より適用する。

この規程は昭和55年4月1日より適用する。

この規程は昭和56年4月1日より適用する。

この規程は昭和62年4月1日より適用する。

この規程は昭和63年4月1日より適用する。

この規程は平成2年4月1日より適用する。

この規程は平成4年4月1日より適用する。

この規程は平成5年4月1日より適用する。

この規程は平成6年4月1日より適用する。

この規程は平成8年4月1日より適用する。

この規程は平成13年4月1日より適用する。

この規程は平成14年4月1日より適用する。

この規程は平成16年4月1日より適用する。

この規程は平成18年4月1日より適用する。

この規程は平成20年4月1日より適用する。

この規程は平成22年4月1日より適用する。

この規程は平成23年4月1日より適用する。(理事会承認日23.3.26)

この規程は平成25年4月1日より適用する。(公益財団法人に改組)

この規程は平成26年4月1日より適用する。(給費併用型貸費奨学金新設他)

この規程は平成29年4月1日より適用する。(給費併用型貸費奨学金月額増額)